

事業計画の概要書

1 事業の全体計画（事業範囲の変更許可場合には、変更に係る計画を記載すること。）

（1）事業の概要

（2）予定排出事業者

ア 事業者の住所

エ 排出場所

イ 氏名又は名称

オ 電話番号

ウ 業 種

（3）収集運搬する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類、運搬量及び予定運搬先等

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類 （許可申請品目）		1ヶ月当り 運搬量 （t、m ³ ）	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管場所の所在地	性 状	予 定 運 搬 先	
					搬入先事業者の 氏名又は名称	処理施設の所在地
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						

備考

- 許可申請品目に応じた排出事業者ごとに1枚作成することとし、予定運搬先が2箇所以上あるときは、許可申請品目を予定運搬先ごとに記載すること（予定運搬先が異なるごとに区分線を入れる）。
- 許可申請品目等が記載しきれないときは、この様式（当該部分）の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

様式1 (その2)

2 運搬施設の概要									
(1) 車両・船舶・容器等									
種 別 ・ 用 途 (名 称)		形 状	登 録 番 号	積載量 (容器 の容量・数量)	新規	廃止	継続	産廃	特管
					(該当欄に○印を付す)				
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
(2) その他の運搬施設の概要									
備考									
1 許可申請品目の収集運搬に使用するすべての運搬施設を記載することとし、記載しきれないときは、この様式（当該部分）の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。 2 変更届の場合は、既に届出したすべての車両等と、新たに届出する車両等を記載すること。									

様式1 (その3)

3 収集運搬業務の具体的な計画

(1) 運搬方式

(2) 運搬方法

(3) 収集運搬業務を行う時間、休業日

(4) 収集運搬業に係る従業員数(平成 年 月 日現在)

①申請者又は申請者の登記上の役員	②政令第6条の10で準用する第4条の6に規定する使用人	③相談役、顧問等申請者の登記外の役員	④事務員	⑤運転手	⑥作業員	⑦その他	合計 (①～⑦まで)
人	人	人	人	人	人	人	人

備考

運搬方法は、許可申請品目ごとに、それに応じた運搬方法を記載すること。なお、同一の方法によるものは、品目を一括して記載してさしつかえないこと。

様式1（その4）

4 環境保全措置の概要

（1）収集運搬に際し講ずる措置

（2）積替え又は保管施設において講ずる措置

（3）その他

車両・船舶・容器等の写真

車 両 登 録 番 号

(船舶・容器等の名称)

写真1 斜め前（容器は斜め上）から撮影したもの (注) 1 車両の写真 ア 車両全体を撮ること。 イ ナンバープレートが確実に読み取れること。 ウ 車両には会社名等を表示するようにし、それが確実に読み取れること。 ※船舶の写真は、車両に準じてください。 2 容器の写真 ア 蓋、キャップ等がわかるように（蓋付きオープンドラム缶等は蓋を開けた状態で）撮ること。 イ 同一の容器を複数使用するときは、容器の種類ごとに1枚の写真でさしつかえない。	この車両等で運搬する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類は次のとおり。 (該当番号を○で囲む) 【産業廃棄物】 1 燃え殻 2 汚泥 3 廃油 4 廃酸 5 廃アルカリ 6 廃プラスチック類 7 紙くず 8 木くず 9 繊維くず 10 動植物性残渣 11 動物系固形不要物 12 ゴムくず 13 金属くず 14 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 15 鉱さい 16 がれき類 17 動物のふん尿 18 動物の死体 19 ばいじん 20 上記1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの。 上記のうち A 石綿含有産業廃棄物を含む。 B 石綿含有産業廃棄物を含まない。
写真2 斜め後ろから撮影したもの (注) 1 車両の写真 ア 車両全体を撮ること。 イ ナンバープレートが確実に読み取れること。 ウ 荷台部分がわかるよう、空の状態で撮ること。 ※保冷車等は、荷台内部（冷凍機部分がわかるように）も撮り、裏面に貼付すること。 ※建設汚泥等を運搬する車両は、水密構造になっているパッキング部分がわかる荷台部分も撮り、裏面に貼付すること。 ※船舶の写真は、車両に準じてください。	【特別管理産業廃棄物】 1 廃油 2 廃酸 3 廃アルカリ 4 感染性産業廃棄物 5 特定有害産業廃棄物 ア 廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物 イ 廃石綿等 ウ 有害産業廃棄物
備考 写真はカラー写真とする（デジタルカメラを使用する場合は、フィルム写真と同等以上の画質のものに限る。インスタント写真は不可）。	

事務所・駐車場の案内図及び駐車場の平面図

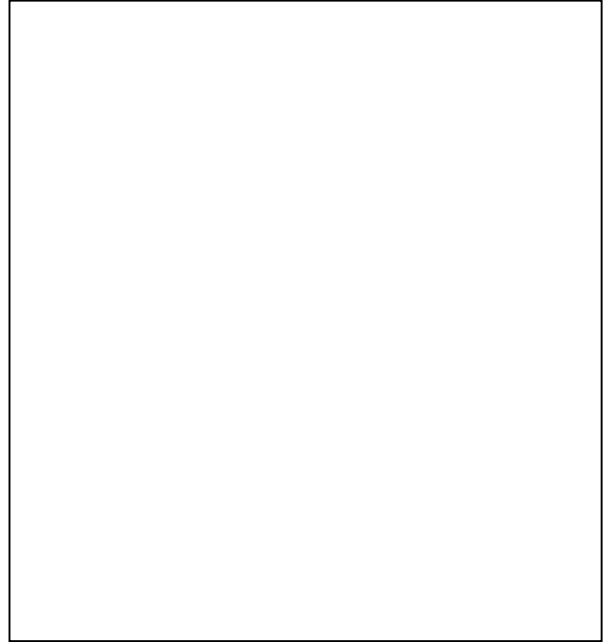
1 事務所の所在地

2 駐車場の所在地

【事務所の案内図】

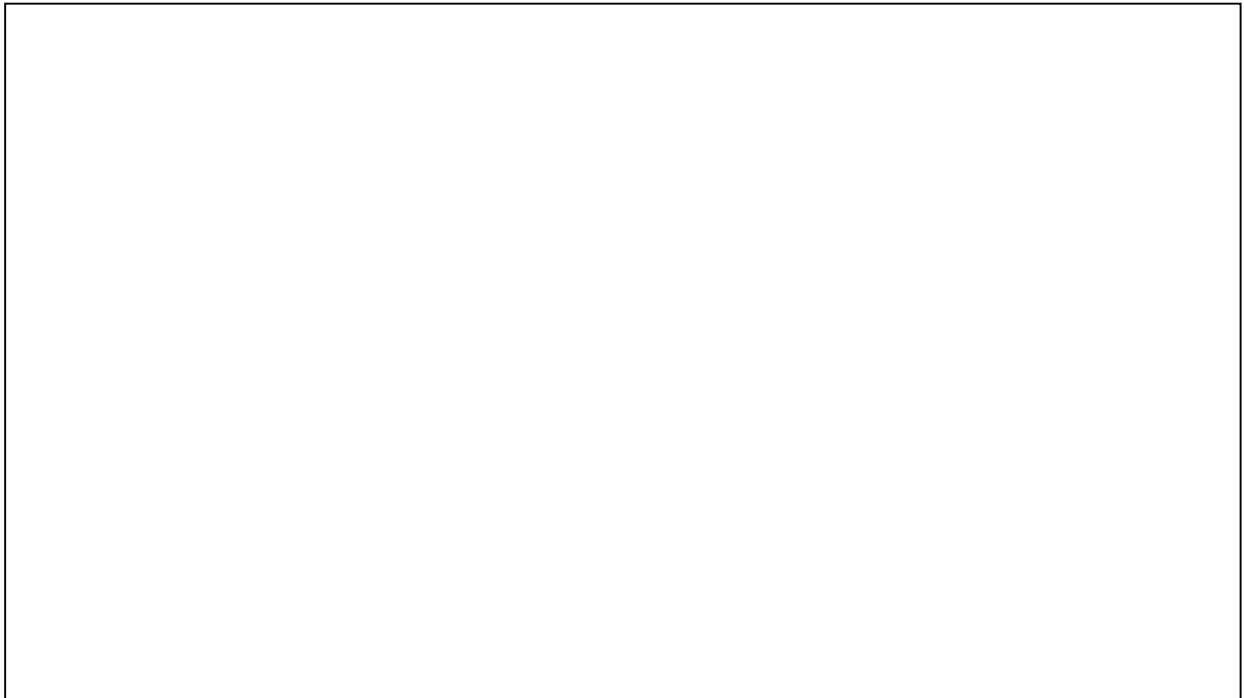


【駐車場の案内図】



備考 目標となるもの（公共施設、寺社等）を記入すること。付近に目標となるものがない場合は、広域図等の写しに事務所又は駐車場の位置を明示したものを補足資料として添付すること。

【駐車場の平面図】



備考 駐車場全体の様子が見えるよう図示するとともに、収集運搬に使用する車両の駐車位置を明示すること。

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないことを誓約します。

平成 年 月 日

千葉県知事

様

申請者 住 所

氏 名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イ～への内容

- イ 第7条第5項第4号イからトまでのいずれかに該当する者
- ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
- ハ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
- ニ 法人でその役員（※1）又は政令で定める使用人（※2）のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- ※1 「法人でその役員」には、100分の5以上の株式を有する者等を含む。
- ※2 政令で定める使用人とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるもの
- 1 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
 - 2 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イ～トの内容

- イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ロ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ハ この法律、浄化槽法、その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（※）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ニ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は、浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取り消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から5年を経過しない者を含む。）
- ホ 第7条の4若しくは第14条の3の2又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定に届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ヘ ホに規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ※その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるものとは、
大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法

内 訳		金 額 (千 円)
事業の開始に要する資金の総額		
	土 地	
	事 務 所	
	収 集 運 搬 車 両	
	積 替 保 管 施 設	
調 達 方 法	自 己 資 金	
	借 入 金	
	(借 入 先 名)	
	そ の 他	
	増 資	
備考		
1 内訳欄は、事業計画に応じ、適宜項目を追加して記載すること。 2 金融機関等からの借入金による場合は、融資証明書（原本）を添付すること。 3 資金を必要としない場合には、「事業の開始に要する資金の総額」欄は「0」と表示して、金額欄にその理由を記載すること。		

収 支 計 画 書

平成 年 月 日

千葉県知事

様

申請者 住 所

氏 名

印

(法人の名称及び代表者の氏名)

1 繰越損失の額 円

2 繰越損失が発生した理由

3 今後の改善計画

4 収支計画

(単位 ; 千円)

項 目	前 期	収 支 計 画 (左 の 次 の 事 業 年 度 以 降)			
	期	期	期	期	期
売 上 高					
売 上 原 価					
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費					
営 業 利 益					
営 業 外 収 益					
営 業 外 費 用					
うち支払利息割引料					
経 常 利 益					
特 別 損 益					
特 別 損 失					
税 引 前 当 期 利 益					

備考

繰越損失の額、収支計画の前期の額は、添付した直近の決算書から転記すること。

資 産 に 関 す る 調 書

(平成 年 月 日 現在)

資 産 の 種 別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現 金 預 金			
有 価 証 券			
未 収 入 金			
売 掛 金			
受 取 手 形			
土 地			
建 物			
備 品			
車 両			
そ の 他			
資 産 計			
負 債 の 種 別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長 期 借 入 金			
短 期 借 入 金			
未 収 金			
預 り 金			
前 受 金			
買 掛 金			
支 払 手 形			
そ の 他			
負 債 計			

様式8

従業員名簿

(平成 年 月 日 現在)

番号	氏名	住所	担当業務の内容	備考

備考
収集運搬業に従事するすべての従業員を記載すること。ただし、役員を除く。

変 更 事 項 確 認 書

平成 年 月 日

千葉県知事

様

申請者 住 所

氏 名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

許可の更新
事業範囲の変更許可

の申請にあたり、申請内容について次のとおりであることを確認します。

1 すべての事項について申請、届出済であり、変更事項等はありません。

2 変更事項等があります。下表のとおりですので、本書をもって届出します。

(1又は2を)
○で囲む

変 更 等 あ る と き ○ 印	変 更 事 項 等	新	旧
	① 個人事業主又は法人の住所		
	② 個人事業主の氏名 又は法人の名称		
	③ 法 人 の 組 織		
	④ 法 人 の 代 表 者		
	⑤ 法 定 代 理 人		
	⑥ 役 員		
	⑦ 株主又は出資者		
	⑧ 政 令 使 用 人		
	⑨ 事 業 の 範 囲 (取り扱う品目の 一部 廃 止)		
	⑩ 事務所の所在地		
	⑪ 運搬車両等、運搬 機材		
	⑫ 駐 車 場 等		
	⑬ 従 業 員		

備考

事業の範囲（取り扱う品目の一部廃止）の欄は、廃止する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類(品目)を「新」に記載してください。

新 旧 対 照 表 (役員・株主等・政令使用人)

[illegible]

石綿含有産業廃棄物説明書

産業廃棄物の種類

申請者名

1 性状等について

① 性状、外観、重量など

(固形、液体、形、大きさ、重さ、厚さ、等)

② 用途（工作物のどこでどのようなために使われているものか？）

③ 製品名、製造メーカー、製造年月日（わかる範囲でできるだけ記載）

製品名

メーカー名

電話番号

製造年月日

④ 石綿含有産業廃棄物の石綿の含有比率（重量の0.1%を超えて含有）

及びその確認方法

重量の %

確認方法

⑤ その他、石綿含有産業廃棄物の特徴を説明できる内容

2 予定排出事業者

業者名

電話番号

業種

排出場所

3 予定運搬先

許可業者名

許可番号

電話番号

標 章 交 付 申 請 書

年 月 日

千葉県知事

様

申請者

住所

氏名（法人にあっては、名称および代表者の氏名）

電話番号

千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例第 11 条の規定により、標章の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の別

許可番号及び許可の年月日（許可を申請している場合にあっては、申請年月日）

年 月 日

第

号

標章の交付を受けようとする車両の登録番号

※事務処理欄

備考

- ※欄は記入しないでください。
- 標章の交付を受けようとする車両の登録番号については、車両が複数あってそのすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

※手数料欄

この申請書は、産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の別ごとに作成してください。

「標章の交付を受けようとする車両の登録番号」は、収集又は運搬に使用しようとする車両番号を車検証等で確認して記載してください。標章の交付を受けようとする車両が収集運搬業許可申請書及び変更届で県廃棄物指導課へ提出されている車両（登録車両）と異なる場合は、「処理業変更届出書」を提出して運搬車等機材の変更手続きを同時に行ってください。